

平成29年第1回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成29年3月17日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番 西尾 幸太郎	6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重
2番 池田 賢治	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	14番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 石田 茂春	15番 福田 晃
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	16番 安部 和子

1. 欠席議員

8番 小野 昌士

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
副町長 大庭 孝久	農林水産課長 佐々木 千明
教育長 村尾 秀信	上下水道課長 田中 秀喜
総務課長 八幡 哲	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	大規模事業課長 河北 尚夫
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 池田 茂良
税務課長 藤木 正英	生涯学習課長 中林 眞
町民課長 名越 玲子	五箇支所長補佐 金坂 賢一
福祉課長 長田 栄	都万支所長 春木 茂正
保健課長補佐 仕立 ひろみ	布施支所長 大上 一郎
環境課長 藤川 芳人	企画財政課長補佐 石田 寛弥
観光課長 吉田 隆	総務課長補佐 野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 議員提出議案の題目

発委第1号 竹島問題の早期解決を求める意見書

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時58分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の議第13号から議第61号までの45件及び継続審査となっている各常任委員会、特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：7番 齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

総務教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

委員会開催日は、3月2日、3日、会期中の3月15日、16日の計4日間でした。

付託案件・審査結果は別紙のとおり、すべて全会一致で「可決」であります。

付託案件の審査の中で、特に議論が集中したものについて、意見・指摘した事項などを報告します。

1. 条例制定、「隠岐の島町教育委員会事務評価委員会設置条例」について。

教育委員会の事務管理及び執行の状況について点検及び評価をする事務評価委員会を設置する条例です。

委員は教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱するが、教育委員会が必要と認めるときは公募による委員を含めることができるということです。任期は2年です。

委員からは、「これまでも事務評価は行われていたがその違いは。」「公募人数は規約の中で定めるべきではないか。」などの質問・意見がありました。

教育委員会からは、平成21年度から教育委員会による点検・評価はなされていたが、3名の外部評価委員の意見は、ただの意見としてとどめていました。29年度は4月に委員を選出し、その後打ち合わせを重ね、7月に点検・評価を行い8月に報告する予定です。公募による委員はまずは1名から始めたいとの答弁がありました。

委員会としては、規則の中に公募による委員の定数を盛り込むべきと指摘しました。

2. 所管の調査事項「隠岐共生学園乳児保育所の保育場所一時変更」についてです。

乳児保育所の建物脇の町道法面、モルタル吹付になってます。この法面に亀裂が入り、崩壊を防ぐため平成29年度修繕工事費を計上しているが、最近新たな亀裂発生と亀裂部分からの出水がひどくなり、関係各所と協議の上、乳児保育所を第一保育所の空き部屋に早急に移動することにしたということです。修繕工事の早期着工を県の道路維持課と協議中であり、当面はブルーシートで法面を覆い、雨水の浸透を最小限にする対策にかかるということです。

委員からは、「乳児保育所・第一保育所については、移転など抜本的対策が必要と考えるが。」「2年ほど前に西町老人会館横の町有地借用の要望があったのではないか。」などの意見がありました。

福祉課からは、老朽化問題などから共生学園第一保育所及び乳児保育所については移転の意向があり、2年前に要望のあった町有地については進入路の幅の問題で一旦は断念したが、再度検討するとの答弁がありました。

委員会としては、現在の乳児保育所と第一保育所位置は崖下であり危険であるので、運営法人から要望があれば早急に対応するよう指摘しました。

次は「職員の服装について」です。

総務課に対して委員から「島根県の職員は制服を着用しているが、本町では職員の服装に関してどのように指導しているか。」「私服だと仕事で来ているのか私用で来ているのか分からないと町民の意見があるが。」との意見がありました。

総務課からは、町村合併後職員への制服の貸与は中止してきた。2月の課長会で、課長職はスーツにネクタイなど、身だしなみを整えるよう申し合わせを行ったとの説明がありました。

委員会としては、町職員にふさわしい身だしなみについて、庁内で話し合い職員が心がけるよう指摘しました。

「保健・医療・福祉の連携について」です。

当委員会では、これまで保健・医療・福祉の連携について、町民課・保健課・福祉課と合同会を開催し、議論を深めて参りました。今定例会中も次の3つの事項について協議しましたので報告します。

「保健事業実施計画『データヘルス計画』について」であります。

社会環境の大きな変化を背景に、健康保険組合に効果的な保健事業の実施が求められています。そのため、レセプト等のデータを分析し、それに基づく加入者の健康維持・増進のための事業計画がデータヘルス計画であります。本町におけるデータヘルス計画の案について町民課から説明を受けました。

委員から「この計画を加入者・町民にどのように知らせるのか。策定の段階から参加させるべきではなかったか。」などの意見があった。

町民課からは、国保運営協議会・保健医療連絡会とは策定の段階で協議し、内容の通知は被保険者のみと考えたが、町のホームページに載せることにしたそうでございます。国保の被保険者のデータを元にした計画ではあるが、町民全体と共通する部分が多いので、町全体の健康維持・増進に活用するとの答弁がありました。

続いて、「地域包括ケアシステムについて」であります。

福祉課から地域包括ケアシステムについて説明を受けました。町内を7圏域に分け、地域連絡会を作り、2か月に1度協議を重ね、認知症対応、在宅介護と医療の連携、生活支援と介護予防などに取組む内容であります。

委員からは「介護予防にあたっては、より積極的に健康維持・増進に取り組むのだとの意識改革が必要である。」「シルバー人材センターを立ち上げる考えはあるか。」「先進地では社会福祉協議会が中心となって地域包括ケアシステムに取り組んでいるが。」などの質問や指摘がありました。

福祉課からは、指摘事項については平成29年度において検討したい。また、地域によって状況や取組み方に差があるので、実態把握のための予算を平成29年度に計上しているとの答

弁がありました。

続いて「保健師の活動について」であります。

保健課から地域保健活動を進める上で、住民自身が健康について関心を持ってもらうことが大切であり、これからはまちづくり運動協議会や公民館の活動、自治会・区などの日常活動の中で、住民自ら健康管理に関心を持ってもらえるよう働きかけるとの考えが示されました。

保健師の人材育成については、県が今回初めて試みる県立大学で保健師など専門職を目指す学生に向けたプレゼンテーションに本町も参加するとのことでした。

委員からは、「人材育成には、本町の若い世代の専門職への働きかけも大事ではないか。」との指摘があった。

保健課からは、その必要性も感じているとの答弁がありました。

そこで明らかになった「今後の課題」についてですが、以上の3つの事項を協議した結果、今後の課題として次の三点に主に取組むべきとの結論に至りました。

地域保健活動は地域の状況把握が大切であり、スタッフが地域に出かけ直接目で見、耳で聞くこと。社会福祉協議会の改革は急務である。データヘルス計画を活用した地域保健活動への取組み。

これら取組みの推進、また今後の3課の更なる連携強化を期待して、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

なお、所管事項につきましては議会閉会中も継続して調査・研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（高宮陽一）

次に、産業建設常任委員長：3番 安部大助 議員

○3番（安部大助）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は、2月28日、3月1日、15日、16日の4日間開催しました。

付託された議案については、別紙報告書のとおりであります。全会一致で「可決すべし」といたしました。

条例改正及び工事請負変更契約の審査において特に議論があったこと、意見、指摘した事項などについて報告いたします。

「隠岐の島ものづくり学校設置及び管理条例の一部改正する条例」についてであります。

児童数の減少により廃校となった旧中村小学校を平成24年7月から「隠岐の島ものづくり学校」として東京都世田谷区にあります株式会社ものづくり学校に管理を行わせ、起業支援事業を進めてきました。

しかし当初計画していたような実績や効果が実現されていないことから、平成29年4月より、従来の起業支援の機能に加え、地域コミュニティの拠点施設としても利用していきたいとの説明がありました。

委員からは「後付けの理由で変更したにすぎず、当初の目的が失敗したことを反省すべきだ」「使用料金の設定や場所、起業者ニーズなど調査がしっかりされていたのか、当初計画に無理があったのではないか」「施設活用を見直すべきだ」など多くの意見がありました。

定住対策課長からは跡地利活用という意味でいろいろやってきたが、利便性の悪さなど利用者のニーズにあっていないところもあったと思う。また、建物の規模も大きく身の丈にあった活用ができなかったことを反省しているとの答弁がありました。

委員会としては起業者支援事業として多額の公金を投入し改修してきた経緯があることから、利用目的を変更するのであれば、しっかり活用できるような計画を示すよう指摘しました。

次に、所管の「調査事項」について報告いたします。

「ビューポートホテル施設整備負担金について」であります。

観光課より現段階で考えているビューポートホテルの負担金の徴収方法の案について、平成28年度より負担金を免除とし、今まで猶予していた8,220万円を平成53年までに分割し負担するとの説明がありました。

委員からは「いきなりこのよう案を示すことはおかしい、まず、考え方を変えた経緯も含め報告すべきだ」「経営状況について不明瞭な部分が多く分かりづらい、協議内容について説明不足だ」などの意見がありました。

観光課長からはこの件は重大な問題であり、以前より町長、副町長とも協議してきた。また、先方とは収支等も踏まえて協議してきた、もう少し早い段階で報告すべきだったと反省しているとの答弁がありました。

委員会としては、ビューポートホテル側としっかり協議をし、負担金の徴収方法について最終的な町の方針が決定次第、議会に報告するよう指摘しました。

なお、所管事項につきましては議会閉会中も継続して調査・研究することを申し上げて、産業建設常任委員会の報告を終わります。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高宮陽一）

次に、特別委員会の報告を行います。

予算特別委員長：14番 池田信博 議員

○14番（池田信博）

予算特別委員会の報告を行います。

委員会開催日は、3月8日、13日、14日、15日の計4日間であります。

最初に、付託案件・審査結果について申し上げます。

議第42号「平成29年度隠岐の島町一般会計予算」については、賛成多数で「可決」といたしました。

議第43号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第54号「平成29年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの12件は全会一致で「可決」といたしました。

それでは付託案件の平成29年度一般会計176億1,000万円及び特別会計49億7,220万円の当初予算審査の中で、特に議論が集中したものについて、意見・指摘した事項などを報告いたします。

「各下水道施設管理事業」各地区で下水道整備事業が進められているが、現在56%の加入率と説明がありました。目標の70%になるよう加入促進に一層の努力をすること。

「上水道事業」水道料金の改定については、町民に理解を得られるよう周知を徹底して取り組むよう指摘いたしました。

「清掃センター管理運営事業」現在の施設は、建設から24年が経過し、毎年高額の維持管理費となっております。新年度に予定している一般廃棄物処理施設基本構想を早急に策定して取り組むよう指摘しました。

「学校施設費」学校は各地区の避難所となっているところも多いため、各学校の施設整備に併せて、トイレの洋式化の整備も計画的に実施するよう指摘しました。

「保健体育活動推進事業」八角部屋隠岐合宿の考え方を改めて整理して適正な補助金の執行に努めるよう指摘をしました。

「竹島対策事業」竹島の日記念式典の本町からの参加者の拡充要望も含め、参加者の選考方法については、町民に理解が得られる参加方法の検討をするよう指摘をいたしました。

「職員研修事務」職員の研修にもっと力を入れて、職員のスキルアップに一層努めるよう指摘をいたしました。所管課からは、その様に取り組むと答弁がありました。

「財産管理事務」旧学校施設等の町有施設の活用について、地域の意見を聞き、早急に利

用計画を策定して取組むよう指摘をしました。

「社会福祉事業」社会福祉協議会補助金について、住民が主体の地域福祉の確立、推進を目指すため専門性・公私共同・民間性・住民活動主体・住民ニーズの基本を原則として誰もが住みやすい地域づくりに取組むよう、社協職員の意識改革、スキルアップ向上に努めるよう指摘をいたしました。所管課からは理事会等の場で協議し、改善に努める旨の答弁がありました。

「地域包括支援センター運営事業」支援センターに保健師が3名配置されているが、ケアプラン作成は保健師の業務ではない。保健師は本来の業務に従事し、ケアプラン作成は他の職員を配置して行うべきであると指摘しました。

「保健活動推進事業」保健師がもっと地域に出かけるよう指摘をしました。所管課から地区活動計画を早急に策定して取組んでいくと答弁がありました。

「庁舎整備事業」設計事務所の提案は免震であるが、地元の業者で施工できる耐震で進めるよう指摘をいたしました。

「まちづくり計画策定事業」町民の意見を取り入れた、まちづくり計画を早急に策定し、計画に沿った整備をすることを指摘をしました。

「地域おこし協力隊募集事業」協力隊員の各分野の専門的な配置はこの町にとっても大変重要な課題となっている。ニーズにあった隊員の採用を計画的に実施するよう指摘しました。

「定住対策事業」Uターン者を対象とした事業を主に展開しているが、定住という観点からIターン者にも公平に同様の事業展開をするべきと指摘しました。

「観光総務事務」第3セクター整理事業では、弁護士等の相談は勿論だが、総務省の第3セクター相談窓口も活用して、慎重かつスピード感をもって対応するよう指摘しました。

「生活バス路線対策事業」これまでのやり方に囚われず、住民の利便性に配慮した交通体系の見直しを行うよう指摘しました。

「ジオパーク中核・拠点施設整備事業」中核・拠点施設整備にあたっては、地域住民の理解を得て、説明責任を果たして進めるよう指摘しました。

「木質ペレット製造設備整備事業」ペレット製造の当初計画の2,000tに対する利用計画を、発電計画導入の検討も含めた計画を策定するよう指摘しました。

「残土処理場建設事業」残土処理場の詳細な計画を議会に示し、事業の執行にあたるよう指摘をしました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（高宮陽一）

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会より、最終報告をいたします。

当委員会は議会閉会中の2月10日と議会会期中の3月9日に委員会を開催し、調査・研究してまいりましたので報告いたします。

1月30日に「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」による東京での要望活動が実施されました。主な要望先は外務省・内閣府・海上保安庁・水産庁等の政府機関と県選出国會議員などであります。

主な要望事項は、一つに内閣府に竹島問題を所管する組織の設置、二つ目は隠岐の島町に国直轄の「竹島漁撈歴史記念館」の設置、三つ目といたしましては暫定水域における漁業秩序の確立、四つ目に国境離島における海上警備体制の強化、五つ目は学校教育における竹島学習の充実でありました。

特に内閣府の松本領土問題担当相からはこれらの要望事項に対し「領土主権は国家の根幹に関わる極めて重要な基本的な問題である。引き続き内外への発信と啓発に努めていく」との回答がありました。

また、精力的に領土問題に取り組んでいる新藤議員からは「政府内に領土問題に関する歴史的・学術的な調査研究を目的とする第三者機関を新設する動きがある」との報告がありました。この第三者機関の設置は国内はもとより国際社会に対し、歴史的事実と法に基づく啓発広報活動の強化を狙いとしています。研究機関の成果に基づく正しい主張はこの問題に対する国際社会の理解がより一層深まるものと期待されます。

2月22日には12回目を迎えた「竹島の日」記念式典が県民会館で開催されました。式典に先立ち「竹島問題を語る国民交流会」が昨年につき、国会議員・県議・隠岐の島町の町民ら約120人の参加者により開催されました。車座での各グループの意見交換会では日本政府の対応の遅れを指摘する声が多く出され、外交交渉の重要性が確認されました。また平和的解決を望む意見もありましたが一方では竹島に上陸した韓国の国会議員の入国禁止など強硬策を求める声もありました。さらには暫定水域での漁場の確保と安全操業を求める現実的意見もありました。

式典は内閣府政務官の他8名の国会議員を含め一般招待者約460名が参加し、開催されました。特に注目されたのは務台内閣府政務官の挨拶での発言でした。務台政務官は「竹島に

慰安婦像を設置しようとしている動きは受け入れることはできない。更にこの問題を複雑化させる恐れがある。」と述べ、韓国内の一連の動きを牽制し、粘り強い取組みの姿勢を示しました。島根県による「竹島の日」記念式典の開催は風化しつつあった「竹島問題」に一石を投じることとなり、国民的な関心を高める役割を果たしてきたところであります。

次に、調査事項の最終報告をいたします。

広報啓発活動に関しては竹島が本町の一部に属していた歴史的事実を風化させないためにも、本町に国直轄の普及啓発施設「竹島漁撈歴史記念館」を早急に設置すべきであります。

また、島根県による「竹島の日」記念式典ははかり知れない役割を担ってまいりましたが、一地方での取組みには限界があり形骸化が懸念されています。まさに、国家レベルの取組みは今や避けて通れない大きな課題となっています。そこで、閣議決定により「竹島の日」を定め、政府要人も出席する継続的な「東京集会」を開催し、国内外に向けた啓発・発信強化を強く求めます。

周辺海域漁場での安全操業については「暫定水域」の秩序ある管理保全による安全操業の確保を図るとともに、1日も早い、両国による保全管理体制構築の実現を強く求めます。更には、違法操業や外国籍漁船の漂着などによる、緊迫している実状に鑑み、西郷港へ大型巡視艇を配備し、警備・監視体制の強化を図るべきであります。

領土教育については次期学習指導要領に竹島・尖閣諸島が初めて「日本固有の領土」と明記され、領土教育にとって、画期的な一步を踏む出すこととなりました。この、指導要領改訂を機に歴史的事実や国際法に基づく、正しい知識の理解を求め、学校教育における領土教育のより一層の充実に努めるべきであります。

今、韓国の朴大統領が罷免されることとなり、次期政権の動向など政情が極めて不安定となっています。如何なる政権が生まれようとも、理不尽な不法占拠は決して許すことのできない行為であります。竹島の領土権確立をめざし、国際司法裁判所への単独提訴や、怯むことのない粘り強い外交交渉を強く求めます。

以上、竹島対策特別委員会の最終報告といたします。

○議長（高宮陽一）

次に、議会広報調査特別委員長：1番 西尾幸太郎 議員

○1番（西尾幸太郎）

議会広報調査特別委員会の最終報告を行います。

まずは、議会だより平成29年1月号の議員の集合写真について、小野議員及びそのご家族、

町民の皆様に対しまして配慮に欠けた写真の掲載となってしまったことをまづもってお詫び申し上げます。

また、議員各位におかれましては、この2年間議会だよりの編集に多大なるご協力をいただき、誠に有難うございました。

当委員会は今定例会会期中の3月9日に委員会を開催し、議会だより35号から42号までの編集についての総括と、今後の議会広報のあり方について議論いたしました。

町民の皆様が読みやすく、また議会での議論が伝わることを念頭に議会だよりの編集に委員一同取組んでまいりました。毎号、誤字・脱字などが散見されることもあり十分に取組んでいない点もありましたが、住民の方からは「議会だよりは随分読みやすくなった」と一定の評価をいただけることもできました。

議会活性化特別委員会の取組みで、一般質問の仕方の変更や予算特別委員会の設置など、議会のあり方が変化してきております。議会だよりもこのような変化に併せ、より町民の皆様が読みやすく伝わりやすい紙面にしていく必要があります。また、議会だよりに限らず、ICT技術を活用した広報活動なども今後は検討すべきものと思われまます。

当委員会は、これまで議会の「広報活動」を担ってまいりましたが、これからは「広聴活動」に関しても担うことが期待されており、町民の皆様と議会がさらにコミュニケーションをとれるよう活動する必要が出てきております。そういった意味では、議会広報調査特別委員会の存在意義・必要性は今後さらに高まるものと思われまます。

前委員長が平成27年3月定例会での中間報告にも触れておりますが、議会広報調査特別委員会はこれまで常任委員会と同じように活動してきており、またその存在意義・必要性が今後高まることが予想されることから常任委員会化すべきものと委員一同の総意となりました。

本年4月末日をもって議員の任期が満了となり新たな体制になりますが、議会の広報・広聴のあり方、また当特別委員会の常任委員会化について議論されることを期待いたしまして、議会広報調査特別委員会の最終報告を終ります。

○議長（高宮陽一）

次に、議会活性化特別委員長：6番 平田文夫 議員

○6番（平田文夫）

議会活性化特別委員会の報告をいたします。

当特別委員会は、「議会活性化に関する調査・検討」について、これまで6回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。また隠岐の島町では初の意見交換会を旧町村単位

で開催し、議会活性化に対する住民のご意見を直接聞くことができました。忙しい中ご参加いただいた町民の皆様に対し議会活性化に向けた貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

当委員会は、12月定例会後の平成29年2月27日及び会期中の3月9日に委員会を開催いたしました。

主な内容は、12月定例会で要望のあった「議員定数削減についての協議・検討」及び「タブレット導入について調査・研究」しました。

まず、「議員定数削減についての協議・検討」についてであります。議会の活性化を目指し、設置時に報酬・定数は議論しないとしておりましたが、隠岐の島町経済六団体より定数削減の要望書が提出されたことにより「議員配付」ではあります。委員会としても要望内容について協議・検討することといたしました。

議員定数は平成23年の法改正により、地方自治法第91条第1項で市町村議会の議員定数を条例で定めることとなりましたが、財政窮迫などにより特に町村議会では、そのほとんどが削減条例を制定し、しかも改選のたびに定数削減の動きが続いているのが全国的な現状であります。

委員会では、「議会としての存立に議員が最低何人必要か。」また「人口に応じた適正規模はどうか。」などの議論もありましたが、しかしこの点について明確な理論的根拠はなく、「では隠岐の島町の基準をつくってはどうか」という提案もありましたが、何を根拠に基準をつくるのか、類似町村を参考とするのは地形や生活環境の違いから早急に決めることは困難であり、審議に時間を要することから、改選後の新体制において調査を行い協議検討をすべきという結論に達しました。

タブレット導入に関する調査・研究については、11月に日南町へ視察に行きましたが、更に具体的・実践的活用等について、2月13日に大阪で開催された「タブレットから始まるICT化と開かれた議会」と題した研修会に、議会活性化特別委員会から西尾幸太郎委員、安部大助委員、事務局長の3名が参加しました。

すでにタブレットを導入している先進地の愛知県安城市議会議員の、導入した際の経過や考え方、活用状況とそのメリット及び今後の課題などについて講演があったそうでございます。

安城市議会は、「開かれた議会」を目指し平成19年度から一般質問の一问一答や議会の録画映像など議会改革を行っていましたが、平成22年に行なった住民アンケートの回答では「開かれている」が15%しかなく、反対に「活動がわからない」「市民との接点がない」「情

報が少ない」などの意見が多かったそうです。そこで23年度からは「議会の見える化」へと舵をきり、市民説明会、議会基本条例制定、議員提案等を行ったということです。

平成26年度には、議会ICT化について初めて議論がされ、平成27年度には、ICT化に向けプロジェクトチームを発足、その後、現状調査やシステム構成、導入機器、議会での利用ルールなどを検討し、平成28年2月には試行開始して、3月定例会において正式に利用開始となったそうです。

タブレット導入直後は、タブレットに不慣れな議員がおり、活用方法にも課題があったようですが、タブレットの利用講習を何度も行うなどの対策を講じ、現在では、ほぼ全員がタブレットを活用しているとのことでした。

参加委員の報告では、タブレット導入効果として、ペーパーレスにより事務量の軽減につながる、電子化により執行部の説明が分かりやすくなる、議案資料など議会内での情報共有ができる、独自調査資料の保存、説明会などの活用等、各議員の資質向上などが期待されているそうです。

「議会へのタブレット導入は、ペーパーレス化によるコスト削減や業務の効率化のみならず、検索機能による議会資料の更なる活用や調査のスピードアップ、過去の資料を活用した町執行部との議論の深化、随時資料を携帯できることにより町民の皆さんに向けた広報活動への活用など、これまでの議会活動・議員活動が一層幅広くなり、議会活性化にとっても十分な効果が得られると実感した。町執行部や職員へ改革・改善を求める議会としては、議会自身も常に活性化及び改善に柔軟に対応するためにも、議会へのタブレット導入に関しては早急に研究する必要がある。」など、各自、有意義な研修会であったと報告を受けました。

委員会としては、タブレット導入に関しては、今後、導入に向けての積極的取組み及び活用が望まれると結論づけました。

結びに、当委員会のなかで協議・検討した事項の「一般質問のあり方、対面式の導入、予算特別委員会の設置等」については、協議・検討の上、議運、全員協議会を経て実施の運びとなりました。

しかし、昨年実施した意見交換会については、日程の都合上4回の意見交換会開催にとどまり、「これではまだ不十分」との意見もあり、さらに議会報告会や各種団体との意見交換会の開催など、今後も協議・検討が必要であります。このことが議会に対する町民の関心を高め、身近な議会・開かれた議会につながるのではないかと確信します。

タブレットの導入、議員削減の議論、そしてあらゆる改革についても、改選後の新議会に

において十分な議論を行い実現されますよう、今後の取組みに期待して「まとめ」といたします。

以上、議会活性化特別委員会の最終報告といたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、「委員長報告」を終ります。

ただ今から、13時30分まで昼食休憩をいたします。

（本会議休憩宣告 11時43分）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

日 程 第 2. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の、議第13号「隠岐の島町税等の徴収一元化に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」から議第33号「町道路線の認定、変更について」までの21件及び議第38号「工事請負変更契約の締結について〔町道油井4号線災害防除工事〕」から同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」までの25件、計46件並びに本日議事日程第1で行いました、各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番：西尾幸太郎 議員

○1番（西尾幸太郎）

平成29年度隠岐の島町一般会計予算のうち、新エネルギー事業「木質ペレット熱利用整備補助金」、「木質ペレット製造設備整備事業費」、「五箇中学校暖房機器整備事業費」について反対の立場で討論いたします。

木質ペレットに関する事業については、これまで本町における再生可能エネルギー供給環境の必要性、また山林環境の保全に寄与することから製造工場用地の取得や公共施設へのボイラー等の設備導入に関して賛成の立場でありました。再生可能エネルギー供給環境の必要性、山林環境の保全の必要性に関しては、今でもそれを否定するものではありません。

しかし、平成29年度一般会計予算に木質ペレット利用施設設置調査委託料1,000万円が計上されています。農林水産課からの説明では発電施設導入の検討も含め、公共施設での設備設置、消費量の算出など再調査を行うものであるとのことでした。

この調査は我々がこれまで説明を受けていた事業計画が大きく変更となる可能性があり、

そのような状況の中で、4億円を超える建屋整備の予算やその他の関連予算を同時に認めることはできません。

事業計画の大幅な見直しの可能性がある場合は、一度事業の進行をストップし、しっかりと調査した上で事業計画の見直しを行い、その結果を議会や住民の皆さんにきちんと報告し、理解を得た上で予算計上し、議会の承認を得るのが筋であります。特に導入施設整備費も含めた総事業費9億円を超える木質ペレット関連の事業は慎重に進めるべきであります。

平成25年6月に配付された隠岐の島町木質ペレット製造設備整備事業検討委員会の検討報告書では製造設備整備の総事業費は3億2,740万円とありました。これは造成工事費を除く金額であります。

今回配付された資料では、総事業費が5億1,041万円と増加しております。これは造成工事費2,800万円を含んでおります。工事単価等の値上がりが続いている状況になるなど国内情勢も大きく変化し、元々の事業計画における予算を大幅に増加せざるを得ない状況となっております。

ここで一度立ち止まり、しっかりとした調査と事業計画の見直しを行った上で、木質ペレット事業の推進が本当に必要であるかを確認してから建屋整備や公共施設等へのボイラー整備に係る予算は計上するべきであり、平成29年度の一般会計予算からは取り下げるべきであります。

以上の理由から、平成29年度隠岐の島町一般会計予算のうち、新エネルギー事業「木質ペレット熱利用整備補助金」「木質ペレット製造設備整備事業費」「五箇中学校暖房機器整備事業費」について反対を表明し討論を終ります。

議員各位にはご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（高宮陽一）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番：石田茂春 議員

○10番（石田茂春）

賛成討論を行います。

「木質ペレット熱利用整備補助金」「木質ペレット製造設備整備事業」「五箇中学校ペレット暖房機器整備」についてただ今反対討論がありました。執行部もよく調査・研究をし執行にあたると思っております。また雇用の面からも間接的を含めて10人前後の雇用が確保されます。

よって、私は平成29年度隠岐の島町一般会計の予算については賛成いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高宮陽一）

次に、原案に反対者の発言を許します。

3番：安部大助 議員

○1番（安部大助）

私は、議第42号「平成29年度隠岐の島町一般会計予算」のうち、教育費のジオパーク中核・拠点施設整備事業に反対の討論を行います。

中核・拠点施設については、観光振興を図るため、本町の特色、隠岐ユネスコ世界ジオパークの多様な資源を展示、解説し、来訪者の満足度を高めるための施設として位置付けがされております。

私も隠岐の魅力をより分かりやすく知っていただき、隠岐ユネスコ世界ジオパークの総括的な運営機能を有する施設として中核・拠点施設は必要であると感じております。しかし、今議会で配付された資料や質疑での答弁、また観光政策の現状や独自の地域調査において建設を進めるにあたり、多くの問題点があることが分かりました。

まず一点目に「港周辺にある既存施設が有効に活用されていない」ということであります。今回の中核・拠点施設の建設場所については観光客の動線や展示スペースの広さ等の関係で現予定地が望ましいとの説明がありました。

しかし、今まで行政や観光関係者の皆さんが自ら動線をつくる努力がされてきたのか、あるいは港周辺の施設を最大限に活用してきたのかとなると、自然館や汽船場上屋などの公共施設に空きスペースが多く、また空き家や空き店舗などの状況を見ると努力されてこなかったように感じております。人が育っていない状況のなかで、新たな施設を建てても施設の有効活用はされず、結局既存の公共施設と一緒にのではないかと懸念しております。今、必要なのは施設を「造る」ことではなく、施設を「使いこなす」人材を育ていくことだと思います。

次に、本町の観光施策は今、大事な時期であります。平成16年に合併して以来、観光基軸のまちづくりが進められてきました。しかし、13年経った現在では、観光客数の低迷や島の玄関口でもある港周辺地域の疲弊、そして道路や観光名所などの環境整備の遅れ、何より観光振興を支えている旅館や民宿といった宿泊業など観光従事者の経営不振が続いています。

過去にも宿泊部屋数を確保するために、倒産した宿泊施設を町が買うなど苦渋の決断をし

たこともありました。そして先日、複数の宿泊施設を管理運営している第三セクターを来年3月末で解散させるという町の方針が決定しました。

そんな厳しい観光情勢が続く中、観光振興に対する今までの取組みを検証し、真剣に考え、本気で進めていくために、今、第2次観光振興計画が策定されようとしています。そんな大事な時期に、箱物を先に建てようとするのは観光振興計画を無視しており、本事業を進めることは時期尚早だと思います。

三点目に「町内の公共施設に膨大な管理費がかかっている」ことであります。

本町で箱ものとされている公共施設は約60件あり、それら施設の施設管理費、指定管理料及び施設整備に年間約13億円も費用がかかっています。

また、そのほとんどが高度経済成長時代に整備された施設で、近い将来、多くの施設が改修や更新の時期を一斉に迎え更に膨大な公金が管理費に使われます。今すでに、新庁舎あるいは清掃センターなどの大規模な整備計画があります。

今後、交付税の減額などにより厳しい財政状況が続くなか、町が所有している公共施設の有効活用はもちろん、公共施設の計画的運用をしていくことが必要です。そんな運用計画のない状況で、公共施設を増やすことは問題であると思います。

四点目に「港周辺のまちづくり計画がない」であります。

これは昨年6月の常任委員会の委員長報告にもあったように、今港周辺も含めた「まちづくり計画」策定に向け動いているなか、それを無視して先に建設を進めることはおかしいという事で、当時の委員会でも反対多数となりました。

しっかり港周辺の計画を定め、計画の中であの場所に拠点施設が必要だ、そういう進め方なら理解できますが、港周辺の計画もないのに拠点施設を建設することは、拠点施設ありきのまちづくり計画の策定となってしまう順序が違ふと思います。実際に今の予定地では駐車スペースが減らされることとなり、港周辺により多くの駐車スペースを必要だとする町民の思いとは逆行しております。

最後に、「地域住民の想いを反映せず行政主導である」ということです。

今議会では地域住民との意見交換会を行ったとの説明があり、その意見交換会の中で住民の意見としては「地元がそもそもジオに関心がない」「施設の運営について説明がない」「中核施設建設が活性化と考えるのは困る、全体の活性化計画を示すべき」「生活に必ずしも必要な施設でないので今後地区で建設の是非についてじっくり考えていきたい」「いくらジオパークの魅力の説明されても、ドブのにおいがするところに観光客を呼ぼうとしているのか」「空

き家だらけの地区に観光させるのか」「店もないところを観光地とするのか」など厳しい意見がありました。

また、実際に地域の方々に話を聞くと、「中町は不衛生な箇所や景観が悪い箇所がある、ジオ施設を建てるより、そういう箇所の環境整備を先に行うべきだ」との意見が多かったです。そして昨日には、県の職員からジオ拠点を建設するので港湾の駐車場の契約を解除してほしいと依頼をされた地域の方もおられたそうです。まだ予算も決定していない昨日のことです。

町長の施政方針の中で、この中核・拠点施設については「近隣の町民の皆様と協議を重ねながら着手したい」と言われております。しかしこのままでは住民と協議すらせずに着手へいたってしまいます。

住民の想いが理解されず、行政主導で進められていることは私は問題だと思います。

私は、最初にも述べたように中核・拠点施設の必要性は理解しております。

しかし、着手する前にやるべきことがあると思います。まずはしっかりとした港周辺のまちづくり計画を策定すること、それと同時に地域住民と協議していくことが必要だと思います。

「まちづくり計画」は平成30年に策定予定となっております。その間、港周辺のエリアをジオ拠点エリアとし、既存施設を中核・拠点施設として、町観光協会、ジオ推進協議会、ツアーデスク、島観光協会などの観光従事者、商店や飲食などの商工関係者、そして行政や地域住民も含めた、これがよく町長が言われる「チーム隠岐の島」であると思います。そしてそのチームが既存施設を最大限に活用し人の動線をつくりあげていくべきと考えます。

そして最終的に今の予定地に拠点施設が必要になれば、今のような行政主導ではなく「チーム隠岐の島」で進めていっても遅くありません。

最後は私の想いも入りましたが、以上、5つの問題点を理由に、議第42号「平成29年度隠岐の島町一般会計予算」のうち、教育費のジオパーク中核・拠点施設整備事業に反対するものであります。

今、本町議会は「住民に開かれた議会」を目指していろいろな行動を起こしております。その中でも一番大切なのが住民にとって近い議会、住民に耳を傾け住民と協働で“まちづくり”を進めていく議会ではないかと私自身は思います。

各議員の皆様におかれましてもご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げ反対討論を終わります。

○議長（高宮陽一）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番：石田茂春 議員

○10番（石田茂春）

賛成討論を行います。

ジオパーク中核・拠点施設整備事業について、先ほど長い文面の反対討論がありましたが、執行部もよく調査・研究をし、執行にあたると言っております。また「訪れてよかった町」と言われるためにも拠点施設が必要であります。

私は、平成29年度隠岐の島町一般会計予算、ジオパーク中核・拠点施設整備事業については賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（高宮陽一）

他に討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、議第13号「隠岐の島町税等の徴収一元化に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」から議第32号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」までの20件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第13号から議第32号までの20件は原案のとおり可決されました。

次に、議第33号「町道路線の認定、変更について」及び議第38号「工事請負変更契約の締結について〔町道油井4号線災害防除工事〕」から議第41号「土地売買に関する契約の変更について」までの4件、計5件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 33 号及び議第 38 号から議第 41 号までの 5 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 42 号「平成 29 年度隠岐の島町一般会計予算」を採決します。

本案に対する特別委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第 42 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 43 号「平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第 54 号「平成 29 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの 12 件を一括して採決します。

本案に対する特別委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 43 号から議第 54 号までの 12 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 55 号「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から議第 59 号「隠岐の島町簡易水道事業財政調整基金条例を廃止する条例」までの 5 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 55 号から議第 59 号までの 5 件は可決されました。

次に、議第 60 号「工事請負変更契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（建築主体）〕」から議第 61 号「工事請負変更契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（機械設備）〕」までの 2 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 60 号から議第 61 号までの 2 件は原案のとおり可決されました。

次に、同意第 1 号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、「採決」を終ります。

日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、1 件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項に規定による委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました、発委第 1 号「竹島問題の早期解決を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

竹島対策特別委員長 12 番：米澤壽重 議員

○12番（ 米 澤 壽 重 ）

発委第 1 号 「竹島問題の早期解決を求める意見書」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

平成 29 年 3 月 17 日提出

提出者

竹島対策特別委員会委員長 米 澤 壽 重

隠岐の島町議会議長 高 宮 陽 一 様

発委第 1 号「竹島問題の早期解決を求める意見書」の提案理由の説明を行います。

竹島は歴史的にも国際法に照らしても、明らかに我が国固有の領土である。

しかしながら、最近の竹島を巡る韓国側の動向をみると、慰安婦問題の解決に向けた両国

政府の合意に基づき、10億円の支出が決定されたにも関わらず、道議会議員による、少女像を竹島に設置する動きがある。また、複数の国会議員、慶尚北道知事らの相次ぐ竹島上陸は到底受け入れがたい行為であり、極めて遺憾である。このように、あらゆる方策により竹島不法占拠の既成事実化の動きを強めようとしている。

このような韓国側の愚かな動きに歯止めをかけ、一日も早い平和的解決を図らなければならない。そのためには、日本政府の毅然たる姿勢による外交交渉と、韓国の不法占拠を国際世論に強く訴えていかなければならない。

よって、膠着状態にある現状に鑑み、下記事項の実現に向け最大限の努力を傾注されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1.竹島の領土権確立

国際司法裁判所への単独提訴を含め、毅然とした態度で粘り強く外交交渉を進め、国際社会に広く訴えること。

2.隠岐の島町に竹島問題普及啓発施設の設置

隠岐の島町に所属していた歴史的事実の風化防止と、日本国の領土としての証を示す国直轄の「竹島漁撈歴史記念館」を設置すること。

3.暫定水域における漁業秩序の確立

日韓漁業協定により共同管理と定められた暫定水域は、日本漁船が入れない状況が続いている。漁業秩序や海洋資源の維持管理体制の確立に努めること。

4.国境離島における海上警備体制の強化

近隣諸外国漁船の違法操業や北朝鮮船籍と思われる漁船の漂着など、海域は緊迫の度も増している。西郷港に大型巡視艇を配備するなど警備、監視体制の強化を図ること。

5.学校教育における竹島に関する学習の強化

竹島問題を風化させないためには、次世代の育成が急務である。隠岐の島町で既に実施している副教材の作成等、学校教育での取組みを強化すること。

平成29年3月17日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、領土問題担当大臣であります。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第1号の「質疑」を行います。

「質疑」はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。

「討論」はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了い

たしました。

本日は、これをもって散会し、平成29年第1回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 13時56分)

以 下 余 白